第Ⅱ部

我が国の 国際展開に係る 取組のあり方に ついて

第 I 部で分析してきた通り、我が国の生産性は欧米に比して低水準にある。今後、我が国が少子高齢化を迎える中で中長期的な経済成長を実現するためには、生産性の向上が必須である。生産性の向上を図るためには、第 I 部において生産性の向上への効果を分析して示した各国際展開に係る取組を実行していくことが重要となる。

第Ⅱ部では、高い生産性を有する企業の経済活動拡大と各企業の生産性向上にも資するアウトバウンド政策として、経済連携等の推進、新興国展開支援、中堅・中小企業の海外展開支援、非製造業等の海外展開支援、インフラシステム輸出支援について詳述していく。国内の生産性向上に資するインバウンド政策としては、イノベーションを担う高度人材の誘致、外資系企業等の対内直接投資の促進について詳述していく。

第】章

経済連携等の推進

第 I 部でも述べたように、我が国にも多くの生産性の高い産業・企業(潜在的に生産性の高いものも含む)が存在しており、これら高生産性部門の経済活動の場を海外市場進出により更に広げることは、我が国経済全体の生産性の向上につながる。他方で、我が国の輸出や対外直接投資残高の GDP 比が、諸外国に比べ依然として低い水準にとどまっていることに表れている通り、我が国企業の海外市場進出は遅れており、これを伸ばす余地がある。

このような状況の下で、経済連携の推進により関税

障壁や非関税措置に対処し、投資協定・租税条約の締結により海外市場の事業環境の安定性が向上することになれば、輸出促進や効率的なサプライチェーンの構築を通じて高生産性部門の経済活動が増大することとなり、我が国経済全体の生産性が高まる効果があるといえる。実際に、経済連携を通じて参加国の生産性が向上したことを示す研究も存在する⁵²。

以下では、このような効果を有する経済連携、投資 協定、租税協定等について論ずることとする。

第1節

世界経済との連結性を強化する 経済連携 (EPA/FTA)

1. 経済連携(EPA/FTA)の効果

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に拠点を設置する等の投資をする又はサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

より具体的には、輸出の面では、関税削減によって日本からの輸出品の競争力を高められる。例えば、メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。また、複数国・地域間で結ばれる広域のEPAでは、EPA毎にバラバラに決められている要件・手続を統一し、企業が地域内でのEPAをより使いやすくするメリットがある。例えば、EPAを利用して関税削減の恩恵を受けるために必要な要

件・手続(原産地規則と呼ばれる)を地域内で統一することは、企業の事務コストを削減し、EPAの活用対象国を広げやすくする効果がある。このほかにも、広域のEPAのメリットとして、地域内の複数国で生産された製品に対してEPAを使いやすくしたり、地域内の物流拠点(ハブ)に貨物を集約し、物流拠点からの分割輸送を可能にしたりすることが挙げられる。

海外で事業を行う企業に対しては、投資財産を保護する、海外事業で得た利益に対する日本への送金の自由を確保する、現地労働者の雇用義務等の規制を制限・禁止する、民間企業同士で交わされる技術移転契約への政府介入を規制する等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業

⁵² Lileeva and Trefler (2010) では、NAFTA 発効に伴う米国の関税引き下げがカナダの製造業に及ぼした効果を推計している。推計結果によれば、①高生産性部門の経済活動が拡大した効果、②低生産性部門が市場から退出した効果、③個々の企業の生産性が向上した効果により、カナダの製造業の生産性がFTA 発効前に比べて少なくとも 13.2% 上昇したことが確認されている。

を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、ビジネス環境整備小委員会に関する規定を設けている。ビジネス環境整備小委員会では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱

えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府 関係者と直接議論することができる。これまでのビジネス整備環境小委員会の成果として、メキシコでは模 倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マ レーシアでは治安向上のためパトロールの強化や監視 カメラの増設等を実現してきている。

2. 経済連携 (EPA/FTA) を巡る全般的な動向

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速してきた結果として、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと(例:米国及びECがそれぞれNAFTA(1994年発効)及びEU(1993年発足)への取組を加速させる等)、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の

新興国が貿易・投資の自由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったことなどが挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)53の通報件数は、1990年には27件に満たなかったが、2013年1月時点で546件まで増加している54。

3. アジア太平洋地域の経済統合と世界の FTA 動向

東アジア地域では、2002年に日本がシンガポールとの EPA を発効させたことをうけて、FTA を結ぶ動きが活発化した。2000年代後半にかけてシンガポール、マレーシア、韓国、中国等が東アジア地域内外の国・地域との間で多くの FTA を発効させた。

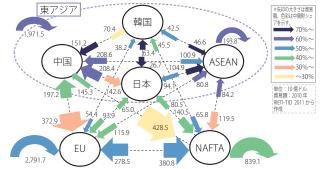
ASEAN においては、2010年、ASEAN 原加盟国 6 か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ)の間で関税が原則撤廃されるとともに、物品分野については全ての「ASEAN+1」のFTAが新しい段階に進んだと言われる。「ASEAN+1」のFTAとは、ASEANと周辺 6 か国(日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ)が個別に結んだ FTAであり、ASEANをハブとして東アジアに FTA 網が張り巡らされた形となった。

こうした FTA 網の整備も手伝って、東アジア地域、 あるいは最終消費地も加えてアジア太平洋地域では、 工程間分業、生産拠点の集約化及び最適配置は相応に 進展してきている(第 II-1-1-1 図)が、広域経済連携によって更に統一的なスケジュールで関税を削減し、ビジネス活動に関する様々なルールを共通化することができれば、企業がこの地域全体にまたがるサプライチェーンの高度化に取り組むことを一層後押しすることとなる。

第 Ⅱ-1-1-1 図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

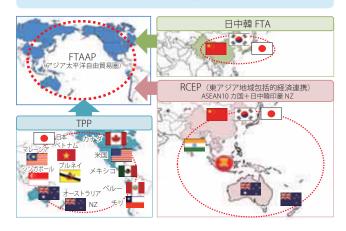
●多くの中間財(部品)が日本、韓国及びASEANから中国に輸出され、中国で組み立てられた完成品が北米・EU等の大市場国に輸出されている。
●東アジアにわたって構築されたサプライチェーンをカバーする経済連携の実現が重要。

東アジア



- 53 地域貿易協定(Regional Trade Agreement): EPA/FTA や関税同盟を含む特定の国・地域の間での貿易の自由化等を約束する協定の総称。
- 54 WTO ウェブサイト (http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm) 参照。

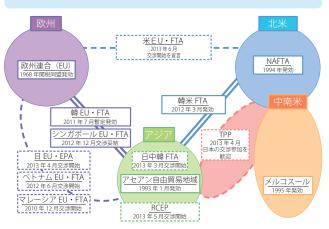
第 II-1-1-2 図 FTAAP への道筋



特に、アジア太平洋地域では、APEC参加国・地域の間で、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP:エフタープ)の実現が目指されており、そのための道筋として、TPP(環太平洋パートナーシップ)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓 FTA 等の広域経済連携の取組が同時に進行している(第II-1-1-2 図)。

米国とEUとの間では、2013年2月に環大西洋パートナーシップ(TTIP)の交渉入りに向けた内部手続の開始が宣言され、同年6月の米EU首脳会談において正式に交渉開始が宣言された。米国政府は、米EU間では既に関税率が相当程度低くなっていることから、非関税措置を削減する革新的なアプローチが交渉の焦点になる旨、指摘している(2013年3月の米国政府から議会に対するTTIP交渉開始通知より)。TTIPは、多国間貿易システムを強化するグローバルなルールの発展に貢献していくことが目指されており、先進国同士での非関税措置や貿易・投資のルールづくりへの取

第 Ⅱ-1-1-3 図 世界の FTA 動向



組として、今後の交渉が注目される。

また、アジアと欧州との間でも、EU 韓国 FTA が 2011 年 7 月に暫定発効し、EU シンガポール FTA も 2012 年 12 月に交渉が妥結した。日本も 2013 年 4 月に EU との EPA 交渉を開始しており、早期の交渉妥結を 目指している。

2013年6月のG8サミットにおいても、貿易は世界の経済成長の主要な原動力であるとして、米EU・FTA、TPP、日EU・EPA等の交渉開始又は進展を歓迎し、可能な限り速やかな妥結を目指すことで一致した(G8ロック・アーン・サミット首脳コミュニケより)。

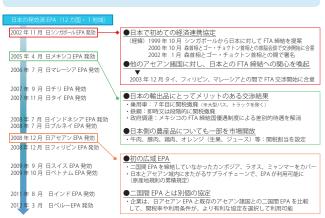
上記のように、2013年6月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行しており(第 II-1-1-3 図)、これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み出すことが期待されている。

4. 日本の EPA 取組状況

我が国はこれまで、13の国・地域との間でEPAを発効させてきており、現在交渉中の取組は、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA、日豪EPA、日モンゴルEPA、日カナダEPA、日コロンビアEPA、日GCC・EPAである(第II-1-1-4図、第II-1-1-5図)。また、TPPについては、我が国は、2013年4月に現交渉参加11か国から新たな交渉参加国として歓迎された。今後、交渉参加国が必要に応じ国内手続を完了した後に、我が国は正式に交渉参加国として認められることとなる。

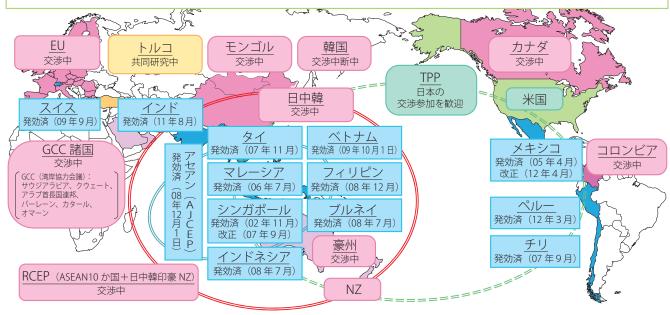
上記のとおり、主要国・地域間での経済連携交渉が

第 Ⅱ-1-1-4 図 日本の EPA 交渉の歴史



第 Ⅱ-1-1-5 図 日本の EPA 取組状況

- ●発効済(12 か国 1 地域):シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- ●交渉中(5か国4地域):豪州、GCC(湾岸協力会議)、韓国、モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP
- ●共同研究中(1か国):トルコ



全世界で進行している中、我が国は TPP、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA といった主要な貿易相手との EPA 交渉に取り組んでおり ⁵⁵、今後のグローバルな貿易・投資ルールの策定に、主体的に関わっていくことができる立ち位置にある。具体的には、TPP協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEPや日中韓 FTA といった広域経済連携と併せ、その先にある、より大きな構想である FTAAP (エフタープ:アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく。また、上記の取組みに加え日EU・EPA 等に同時並行で取り組むこととし、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレイヤーとして貢献していく。

これらの経済連携交渉は、我が国の TPP 交渉参加への検討開始を契機として、次々と交渉開始に向けたプロセスが進んでおり (第 II-1-1-6 図)、いわば日本

がゲームチェンジャーとしての役割を果たしていると 考えられる。

また、これまで見てきたとおり、経済連携はグローバルな経済活動のベースとなるものであることから、今後、我が国は、多面的に経済連携を推進し、貿易相手の大部分をカバーする「経済連携の網」の構築を目指していく。具体的には、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においてFTA比率(貿易額に占めるFTA相手国の割合)を現在の19%から、2018年までに70%に高めることを決定した。

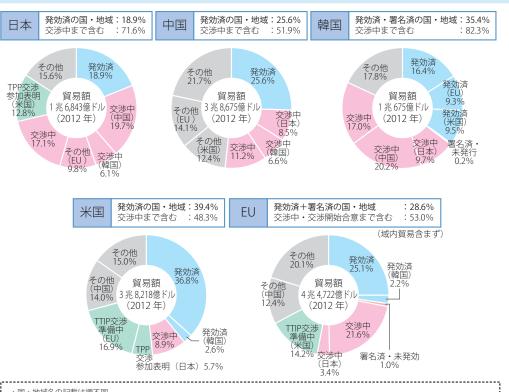
また、今後の経済連携交渉の進捗等の動きも踏まえながら、規制制度改革に係る提案等への対応について、 規制改革会議における審議を活用しつつ、検討を加速 させる。

以下、現在の我が国の経済連携の取組状況について、 (1)大市場国・地域との経済連携、(2)その他の経済連携の取組に分けて紹介する。

第 Ⅱ-1-1-6 図 各 EPA 交渉の動向



第 Ⅱ-1-1-7 図 各国の FTA カバー率比較



- ・国・地域名の記載は順不同
- ・同一の国とマルチの FTA、バイの FTA がともに進行している場合、貿易額は進行順(発効済→署名済→交渉中→その他)にカウントし、進行 段階が同じ場合は、マルチの貿易額からは除いてカウント。 ・貿易額データ出典:Global Trade Atlas
- ・小数第2位を四捨五入のため合計は必ずしも100%とならない。

(1) 大市場国・地域との経済連携 【TPP (環太平洋パートナーシップ)】(日本の交渉 参加承認)

① TPP 協定交渉の経緯

TPP は、元々、シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4か国の間で2006年に発効したP4協定に、2008年に米国、豪州、ペルーが新たな交渉を行うことを発表して加わり、2010年3月より更にベトナムを加えて、TPP協定交渉として8か国で交渉が開始された。TPPは新規交渉参加にオープンな形式を取っており、日本が交渉参加するまでにマレーシア(2010年10月)、メキシコ(2012年10月)、カナダ(2012年10月)が交渉に参加し、2013年6月現在、計11か国が交渉に参加している。

2011年11月のハワイ・ホノルル APEC の際には、9か国の首脳から、それまでの交渉の進捗等をまとめた文書として、「環太平洋パートナーシップ(TPP)の輪郭」56が発表された。

また、2013 年 4 月の TPP 閣僚会合に関する共同声明では、「センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定という TPP 首脳の目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束」し、「2013 年中に交渉を妥結することができるよう、残された課題で前進するための道筋を描いた」旨、表明されている。

TPP の交渉会合は、2013 年 6 月までに計 17 回開催されており(直近の交渉会合は 2013 年 5 月ペルーで開催)、次回第 18 回の交渉会合は、7 月 15 日~25 日にマレーシアで開催される予定である。

② TPP の交渉内容について

TPP 交渉は、高いレベルの関税撤廃を目指すだけでなく、第 II-1-1-8 図の 21 の分野 ⁵⁷ について、先進国から途上国までを含む地域においてレベルの高い「21世紀型の貿易協定」の策定を目指して交渉が行われている。TPP でつくられるルールは、RCEP など他の取組と併せ、アジア太平洋地域の新たな貿易・投資ルールの基礎となると考えられる。

具体的な交渉内容としては、例えば、政府調達の分野では、TPP協定交渉参加国にはWTO政府調達協定

(GPA) を締結していない国も多いが、締約国企業や その製品が TPP 参加国の政府調達市場で公平に扱わ れるよう、WTO 政府調達協定並みの協定とするか、 あるいはそれを上回る水準のものとするかを中心に交 渉が行われている。知的財産の保護については、各国 の正規品の販売を促すため、模倣品・海賊版の拡散を 防止する仕組みを強化することなどを目指した議論が 行われている。また、グローバルに展開する企業のビ ジネス円滑化の観点から、通関にかかる手続の簡素化、 ロジスティクスサービスの向上等、サプライチェーン 全体をカバーする地域的なルール整備のための議論が 行われている。投資・サービス分野では、企業の海外 での事業展開の円滑化を目指し、外資規制の透明性強 化や投資・サービスに関する規制の緩和・撤廃等が議 論されている。国有企業に関しては、民間企業との間で、 平等な条件(機会)が与えられることを意図するとし ている。労働・環境分野については、貿易・投資を促 進する目的で労働・環境基準を緩和してはならないこ とや、労働者の権利保護、環境に関する多国間協定の 義務の遵守等について議論が行われている 58。

③ 我が国交渉参加について

我が国の TPP 交渉参加については、2013 年 2 月に行われた日米首脳会談において、安倍総理とオバマ大統領との間で、1)日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在すること、2)最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、3)TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点について明示的に確認され、「日米の共同声明」(第 II-1-1-9 図)を発出した。

このような動きも踏まえて、3月15日に安倍総理 大臣は記者会見を行い、日本としてTPP交渉に参加 する決断を表明し、その旨関係国に通知した。

更に、4月12日には、米国との交渉参加に向けた協議が成功裡に終了したことが確認された。(「日米協議の合意の概要」(第Ⅱ-1-1-10図)参照)

そして、4月20日にインドネシアで開催された TPP閣僚会合において、我が国の交渉参加が現交渉

⁵⁶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/TPP/pdfs/TPP01_07.pdf

⁵⁷ USTR 等のプレスリリースでは、「29章」と呼ぶことがある。ただし、部会や交渉分野の数え方は、交渉会合によっても異なり、協定の章立てがこのとおりになるとは限らない。

⁵⁸ TPP協定交渉に関する最新情報については、内閣官房ホームページ (http://www.cas.go.jp/jp/tpp/) を参照。

第 Ⅱ-1-1-8 図 TPP 交渉で扱われる分野

TPP の基本的考え方

(出典:昨年9月に発出された「TPP貿易閣僚による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由が目標

アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTA の基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削除)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農 業、繊維・衣料品、工業)	(2)原産地規則	(3)貿易円滑化	(4) SPS (衛生植物検疫)	(5)TBT(貿易の技術的障害)
等を定めるとともに、内 国民待遇など物品の貿易	関税の減免の対象となる「締約国の原産品(= 締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。	や貿易手続きの簡素化等に ついて定める。	食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	から製品の特質やその生産 工程等について「規格」が
(6) 貿易救済	(7) 政府調達中央政府や	(8) 知的財産知的財産の十	(9) 競争政策貿易・投資の	サービス
(セーフガード等)	地方政府等に	分で効果	自由化で	(10)越境サービス
じたり、そのおそれがあ	よる物品・サービスの 調達に関して、内国民待 遇の原則や入札の手続等 のルールについて定める。	版に対する取締り等につい て定める。	得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	国境を越えるサービスの 提供(サービス貿易)に対 する無差別待遇や数量規制 等の貿易制限的な措置に関 するルールを定めるととも に、市場アクセスを改善す る。
サービス		(14)電子商取引	(15)投資	(16)環境
(11) 一時的入国 (12) 金融 貿易・投資等 金融 タ のビジネスに従 境を越え 事する自然人の ビスのガ 入国及び一時的 いて、会 な滞在の要件や ビス分野 手続等に関する の定義や ルールを定める。を定める	計野の国 電気通信の分 えるサー 野について、通 提供につ 信インフラを有 会融サー する主要なサー 野に特有 ビス提供者の義 シルール 務等に関する	境・ルールを整備する上で	内外投資家の無差別原則 (内国民待遇、最恵国待遇)、 投資に関する紛争解決手続 等について定める。	に環境基準を緩和しないこ
(17)労働	(18)制度的事項	(19)紛争解決	(20)協力	(21)分野横断的事項
	当事国間で協議等を行う	よる締約国間の紛争を解決 する際の手続きについて定	協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分 な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	制や規則が、通商上の障害 にならないよう、規定を設

資料:「TPP 協定交渉の現状(説明資料)」(出典:内閣官房)

第 Ⅱ-1-1-9 図 日米の共同声明(2月22日付)

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011 年 11 月 12 日に TPP 首脳によって表明された「TPP の輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP 参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

第 II-1-1-10 図 日米協議の合意の概要 (4月12日付) (内閣官房 TPP 政府対策本部)

1日本が他の交渉参加国とともに、「TPP の輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。

2この目的のため、日米間でTPP 交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。対象分野:保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置(x)等

- 3また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、
- (1) TPP 交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。
 - 対象事項:透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等
- (2) TPP の市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓 FTA における米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。

4日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティビティが両国にあることを認識しつつ、TPP におけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

(注)日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

第 Ⅱ-1-1-11 図 TPP 閣僚会合に関する共同声明 (4月 20 日) (仮訳)

「TPP 閣僚は、重要な課題での前進のための道筋を描き、日本の参加に関する今後の段取りを確認」

インドネシア・スラバヤー環太平洋パートナーシップ(TPP)関係 11 か国(豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム)の貿易大臣は、アジア太平洋経済協力(APEC)貿易担当大臣会合の機会に会合を持ち、TPP 首脳の指示に従って 2013 年中に交渉を妥結することができるよう、残された課題で前進するための道筋を描いた。貿易大臣はまた、日本の TPP 参加への関心についての議論の状況についても話し合った。

各国の交渉チームが 5 月 15-24 日にペルー・リマで開催される次回交渉会合に向けた準備を行う中で、貿易大臣は、いくつかの分野において TPP 交渉を前進させるための今後の段取りについて合意した。貿易大臣は、交渉官に対し、いくつかの章の作業を完了するとともに、知的財産、競争/国営企業、環境、物品・サービス/投資・政府調達の市場アクセスのパッケージを含む、より困難な残された課題での進展を加速するよう、指示した。貿易大臣は、センシティブな懸案事項への解決策を見出し、高い水準で野心の高い包括的な協定という TPP 首脳の目標を今年達成するべく、今後数ヶ月の自身の関与を強めていくことを約束した。

貿易大臣はまた、各 TPP 参加国が、TPP 参加への日本の関心についての日本との二国間協議を終了したことを確認した。本日、貿易大臣は、他の参加国が進捗中の交渉に参加した時と同様に、妥結に向けて交渉が引き続き速やかに進められるような方法により、日本の参加プロセスを完了させることをコンセンサス(全会一致)により合意した。日本はその後、現交渉参加各国の国内手続が完了次第、TPP 交渉に参加することができる。

日本の参加により、TPP 参加国は世界の GDP の約 40%、世界の全貿易額の 3 分の 1 を占めることになる。TPP 参加国の大臣は、日本の交渉 参加は、TPP の経済的意義や、TPP がアジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋として有望であることを強調するものであることに言及した。

参加11か国から歓迎され、「TPP閣僚会合に関する 共同声明」が発表された(第 II-1-1-11 図)。本共同 声明において、日本は「現交渉参加各国の国内手続が 完了次第、TPP交渉に参加することができる」とさ れているところ、米国政府は 4 月 24 日午後(米国時間) に、我が国の交渉参加について議会に対して通知を 行った。今後、米国の「90 日プロセス」⁵⁹を含め、 全ての関係国の国内手続の完了を経て、我が国は正式 に交渉参加することになる予定となっている。

【日中韓 FTA】(交渉中)

日中韓の3か国では、サプライチェーンが密接になっており、この3か国の経済的結びつきの強化は、 我が国の経済成長に不可欠である。日中韓FTAが実 現すれば、東アジアの経済統合のプロセスに加えて、 アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)実現にも寄与す るものである。

この日中韓3か国間では、2003年からFTAに関する民間共同研究が実施されていたところ、2009年10月の第6回日中韓経済貿易大臣会合において、2010年上半期に産官学共同研究を開始することが決定された。これを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開催され、2011年12月に共同研究を完了し、2012年5月の第5回日中韓サミットでは、日中韓FTAの年内交渉開始につき一致した。そして、2012年11月の東アジアサミットの際に開催された日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。

2013年3月に韓国において第1回交渉会合が開催

され、交渉の取り進め方や交渉分野等について議論が行われた。次回会合は、中国で開催される予定である。

【東アジア地域包括的経済連携:RCEP】(交渉中)

これまで見てきたとおり、東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。具体的には、この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながることが期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

東アジア地域では、ASEAN 各国との二国間 EPA/FTA や、ASEAN 全体との EPA/FTA(日 ASEAN、中 ASEAN等)と同時並行で、以下の2つの広域の経済連携について検討が行われてきた。ひとつは、「ASEAN+3(ASEAN10か国+日中韓)」による東アジア自由貿易圏(EAFTA: East Asia Free Trade Area)構想、もうひとつは、「ASEAN+6(日、中、韓、インド、豪州、NZ)」による東アジア包括的経済連携(CEPEA: Comprehensive Economic Partnership in East Asia)構想である。

これら2つの構想について、2005年以降、民間で

の研究や政府間での議論が行われてきたが、2011年 11月の東アジアサミットでは、ASEAN 側から、 EAFTA 及び CEPEA を踏まえた概念として、既存の ASEAN と6か国との EPA を統合する東アジア地域 包括的経済連携の枠組み (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership) が提案された。2012 年以降、物品・サービス・投資の各分野についての議 論が進められ、1 年間の政府間での検討を経て、2012 年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」が 16 か国(ASEAN10 か 国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ) の首 脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言さ れた。基本方針には、物品・サービス・投資以外に、 知財・競争・経済協力・紛争解決を交渉分野とするこ と、2015年末までの妥結を目指すことが盛り込まれ ている。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月に開 催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、 サービス貿易および投資に関する各作業部会が開催さ れた。

また、貿易・投資の自由化に関して ASEAN + 1 FTA の比較・研究をさらに深化させることが必要となっており、東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) (コラム参照) の役割が期待されるところである。

コラム

ERIA について

ERIA は、東アジア経済統合推進を目的として、2008年6月にインドネシアのジャカルタに設立された東アジア地域の16か国(ASEAN10か国、日本、中国、韓国、インド、豪州及びNZ)で構成される国際的な機関である。ERIA は、「世界の成長センター」であるアジアで、豊かな経済社会を実現し、地域的な共通課題を解決するため「東アジア経済統合の推進」、「域内経済発展格差の是正」、「持続的な成長の実現」を3つの柱として、調査・研究、シンポジウム等を実施しており、東アジアサミット、ASEANサミット等に政策提言を行っている。上記3つの柱に関する、2012年度の主要な成果はそれぞれ以下のとおり。

① 東アジア経済統合の推進

2011年度に引き続き、既存の ASEAN + 1FTA における自由化セクターの各国間比較や原産地規則の調和・差異に関する分析等を実施し、RCEP 交渉に向けた検討課題を提示。2015年の ASEAN 経済共同体の実現に向けて ASEAN が作成しているブループリント(行動計画)の中間レビューを完了し、ASEAN サミット・経済大臣会合に報告。さらに ERIA では、2015年以降の ASEAN 地域のあり方に関する研究も行っており、今後、関税の撤廃にとどまらず非関税措置や国内規制の削減等、ASEAN 及

び東アジアの更なる経済統合に向けた中長期的課題への取組が期待されている。

② 域内経済発展格差の是正

ERIA は、域内経済発展格差是正に関する取組として、2010年度に「アジア総合開発計画」を策定し、さらに ASEAN による「ASEAN 連結性マスタープラン」に対する支援を行ってきた。「アジア総合開発計画」では、地域全体の発展に効果のある 695 件のインフラ整備プロジェクト (総額 3,900 億ドル)を優先プロジェクトとして提案したが、現在、これらプロジェクトのうち 75% 以上がフィージビリティスタディ以降の段階にある。今後も引き続き、これらの計画の実施を加速化するための支援・フォローアップを行う予定。さらに、メコン地域の連結性を向上させるため、ミャンマー政府とも連携し「ミャンマー総合開発ビジョン」の策定に向けた準備を進めているところ。その他、地域統合が中小企業に与える影響等も踏まえ、中小企業政策インデックスを発展させるとともに、中小企業の国境を越えたネットワークの強化に向けた研究にも取り組んでいる。

③ 持続的な成長の実現

ERIA は、設立当初より省エネポテンシャルの分析やバイオ燃料基準の開発など、持続的な成長の実現に向けた調査研究を実施してきたが、2012年度にはエネルギーユニットを設立し、エネルギー分野における ERIA の役割を強化することとした。また 2012年9月の東アジアエネルギー大臣会合において、東アジアエネルギー連携強化について既存の協力分野の成果を生かしつつ、①東アジア地域の中長期エネルギー需給見通しの策定、②電力インフラの広域最適化、③スマート都市交通による運輸部門の省エネルギー、④東アジア地域における石炭の戦略的活用、⑤原子力発電安全管理の5つの調査研究を、ERIA を中核に開始することが合意された。

これらの ERIA の諸活動については、ASEAN 及び東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価され、 ERIA が引き続き ASEAN 首脳会合・東アジア首脳会合等に継続的に貢献していくことが奨励されている。2013年に、世界 6,603 機関を対象としてペンシルバニア大学が発表したシンクタンクのランキングでは、国際経済政策分野で世界 28 位に位置づけられるなど、国際的な評価も高まってきている。

【日 EU・EPA】(交渉中)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EU との EPA 交渉が挙げられる。EU はアジア太平洋地域以外の最大の貿易相手であり、日 EU 間の貿易総額は、約13兆円(2012年)⁶⁰で、日本にとり世界第3位、EU にとり世界第7位の貿易相手であり、日本の対 EU 投資残高は約21兆円(2012年)、EU の対日投資残高は約7兆円(2012年)⁶¹となっている。EU には約2,400社の日本企業が進出し、現地での雇用をはじめ約43万人以上が勤務している。日 EU 経済連携協定(EPA)を通じた日 EU 経済関係の更なる強化は、双方の経済成長にプラスであり、相互依存や信頼関係の強化によって政治安全保障面も含めた包括的な関係強化の可能性をもたらす。また、2011年7

月には、韓国 EU・FTA が暫定発効したことから、 我が国産業界には、欧州市場で競争上不利になること への懸念があり、日 EU・EPA の早期実現が期待さ れている。

日 EU 間では、2011 年 5 月の日 EU 定期首脳協議での合意を受け、交渉の範囲等を定める作業(「スコーピング」)を行ってきた。スコーピング作業の終了を受けて、同年 11 月の EU 外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限(マンデート)を取得した。これをうけて、2013 年 3 月に行われた日 EU 電話首脳会談において、日 EU の EPA 交渉開始につき一致した。

4月に開催された第1回交渉会合では、交渉の分野 や進め方等について議論が行われたほか、専門家会合

⁶⁰ 出典:財務省貿易統計

⁶¹ 出典:財務省国際収支統計·日本銀行「直接投資·証券投資等残高地域別統計」

において、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の分野について議論を行った。次回第2回交渉会合は、6月に東京で開催する予定である。

(2) その他の経済連携の取組 【日豪 EPA】(交渉中)

豪州との EPA 交渉は、2007 年 4 月に開始された。 豪州との EPA は、我が国と基本的な価値観と戦略的 な利益を共有する豪州との「包括的な戦略的関係」の 強化に資するとともに、関税撤廃等による貿易・投資 の拡大が期待される。また、鉄鉱石及び石炭等を豪州 に大きく依存している我が国にとって、資源・エネル ギーや食料の安定供給に資するといったメリットが期 待される。

2012年6月に開催された第16回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、エネルギー・鉱物資源、食糧供給等の分野について議論を行った。また、同年12月の日豪電話首脳会談では、早期妥結をめざし、協力していくことで一致した。

【日モンゴル EPA】(交渉中)

モンゴルは、石炭、ウラン、レアメタル等、豊富な鉱物資源を有する資源国である。モンゴルとの EPA 締結を通じたエネルギー・鉱物資源等に関する投資環境の改善により、両国の更なる貿易、投資の拡大による両国経済関係の強化が期待される。これまで、双方の産学官の代表の参加を得て、日モンゴル EPA 官民共同研究を、2010年6月、11月、2011年3月の3回にわたって開催した。その結果、両国首脳に対する早期の日モンゴル EPA 交渉入りの提言を含む報告書が完成した。これを受けて、2012年3月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日・モンゴル EPA 交渉を開始することで一致した。

2012年6月に第1回交渉会合を、2012年12月に第2回交渉会合をそれぞれ開催した。2013年4月に開催された第3回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、原産地規則、税関手続、投資、知的財産、競争、協力、ビジネス環境整備等の幅広い分野につき議論が行われた。

【日カナダ EPA】(交渉中)

カナダは、オイルサンドを含めた石油埋蔵量がサウ

ジアラビアに次いで世界第二位、ウラン生産世界第二位、ニッケル第三位、亜鉛第四位と、エネルギー・鉱物資源を豊富に有しており、これら資源の安定確保の観点からも、カナダとの経済関係の深化は大きな意義がある。

カナダとは、共同研究を、2011年3月、4月、7月、2012年1月の4回にわたって開催した。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。

交渉は2012年11月に開始し、2013年4月に開催された第2回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、原産地規則、知的財産、競争等の幅広い分野につき進展が見られた。

【日コロンビア EPA】(交渉中)

コロンビアは、高い成長率(今後5年間で平均4%強)が見込まれる人口4,600万人の市場であり、EPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。

2011年9月の首脳会談において、EPA 共同研究立ち上げにつき一致し、2012年5月までに3回の共同研究が開催された。同年7月には、あり得べきEPA は両国に多大な利益をもたらすであろうとの報告書がとりまとめられ、9月の日コロンビア首脳会談にて、EPA 交渉の開始で一致した。

交渉は、2012年12月に開始し、2013年5月の第2回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、原産地規則、税関手続、知的財産、競争、協力、ビジネス環境整備等幅広い分野につき議論が行われた。

【日 GCC・FTA】(交渉中)

GCC 諸国については、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75%(2012年)を占め、また我が国からの総輸出額も2兆円に達する(2012年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持す

ることが重要である。

【日韓 EPA】(交渉中断中)

韓国とのEPA 交渉は2003年12月の交渉開始後、2004年11月の第6回交渉会合を最後に中断しているが、2008年の日韓首脳会談を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。2011年10月に行われた日韓首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき一致し、課長級実務協議が行われるなど、引き続き交渉再開に向けた調整が進められている。

【日トルコ EPA】(共同研究中)

トルコは、高い成長率(今後5年で平均約5%)が 見込まれる人口7,560万人の市場であり、貿易・投資 環境の改善による輸出入拡大が期待される。

トルコと我が国は、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき一致した。これをうけて、2013年2月までに2回の共同研究が開催されている。

また、2013年5月に行われた日トルコ首脳会談では、両国間の貿易・投資を促進し、両国の経済関係を

更に高いレベルに引き上げること、この関連で、日トルコ EPA 交渉の将来の妥結へのプロセスを加速することで一致した。

以上、現在交渉中、共同研究中のEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、既存EPAの内容の改善(再交渉)も重要である。

2013年6月現在、我が国の発効済みEPAは13あるが(シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ASE-AN、スイス、ベトナム、インド、ペルー)、それらにおいては、企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。EPAの「活用・運用段階」において日本企業の国際展開を促進するためには、①EPAの着実な執行に努めるとともに、②政府・民間が積極的にEPAを活用してメリットが享受できるようビジネス環境の改善を行い、③EPAの実態把握を通じて課題や新たなニーズを把握して改善につなげていく、という、いわば「EPAのライフサイクル」にわたって、EPAの質を高めていくことが重要になってきている。

コラム 3

ASEAN 経済共同体

我が国企業にとって、ASEAN は消費市場としても生産拠点としても重要性を増しているところ、我が国としても ASEAN の経済統合の取組を支援するとともに、我が国企業にとってより一層ビジネスをしやすい環境を整備していくことが重要である。

ASEAN は、1990年代より ASEAN 自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area: AFTA)の構築を進めてきており、2009年には ASEAN 物品貿易協定(ASEAN TRADE IN GOODS AGREENT: ATI-GA)に調印。2010年には ASEAN6か国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)で関税が撤廃され、今後、2015年までに CLMV 諸国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を含む ASEAN 全加盟国で関税が撤廃される予定である。さらに ASEAN は、関税の撤廃にとどまらず、サービス貿易・投資の自由化、貿易円滑化、基準の調和や相互承認、格差是正のための域内協力を含む経済統合を進めているところであり、2007年には、2015年に ASEAN 経済共同体(AEC)を実現することを目標とした工程表(ブループリント)を採択した。2013年は日 ASEAN 友好協力 40 周年でもあり、この機会を活用し、日 ASEAN の協力関係を一層強化していくことが有益である。

2012年8月の日 ASEAN 経済大臣会合では、2022年までに日 ASEAN 間の貿易・投資の倍増等を実現し、お互いに win-win の関係を構築することを目指して「日 ASEAN10年間戦略的経済協力ロードマップ」を策定。① ASEAN 及び東アジア地域の市場統合、②産業の高度化、③経済成長及び生活の質の向上を3本の柱とし、取組を進めてきた。具体的には、日 ASEAN の生産ネットワークを深化・

発展させる制度としてのRCEPの推進や、より効率的な生産ネットワークを目指すハード・ソフトのインフラ整備、持続可能な経済成長につながる環境技術・物品の普及等に取り組んでいる。

特に、ハード・ソフトのインフラ整備については、2010年に ASEAN が策定した「ASEAN 連結性マスタープラン」及び、ERIA が策定した「東アジア総合開発計画」各々について優先プロジェクトを決定。2011年には我が国も「フラッグシッププロジェクト」として各国間をつなぐ港湾・鉄道の開発等、33の案件を優先的に推進していくことを打ち出している。今後、ERIA や ADB 等の国際機関、各国の開発担当大臣や外務大臣等とも連携しつつ、プロジェクトを着実に実施していくことが求められている。

さらに、2015年のASEAN 経済共同体実現によって自由貿易地域が完成した後も、ASEAN 及び東アジア地域の更なる統合及び経済発展に向けた取組を進めていかなければならない。今後、非関税措置や国内規制の削減等国内措置への対応、流通産業や医療産業のような新たな分野の促進等の中長期的な課題については、我が国を含む東アジア地域全体で検討していくことが重要である。